

資 料

(令和 7 年度 第 2 回上越市地域公共交通活性化協議会)

生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統)

令和 7 年 6 月 25 日

(名称) 上越市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

上越市では、鉄道（えちごトキめき鉄道妙高はねうまライン及び日本海ひすいライン、J R 東日本信越本線、北越急行ほくほく線）のほか、当市と周辺自治体を、また、鉄道のない郊外エリアと市街地を結ぶ一部の幹線的バス系統を公共交通ネットワークの骨格に位置付け、その他の路線バス系統やコミュニティバス（交通空白地有償運送）と接続させることで、効率性を考慮しながらも、使い勝手のよい階層的な公共交通ネットワークの構築を進めるとともに、生活交通の維持・確保がなされるよう、既存の路線バス等について、地域の実情を踏まえた運行形態へと見直しを進めている。

平成 21 年度以降、地域公共交通活性化・再生総合事業に取り組むなど、路線バスの見直し・実証運行に取り組んでおり、令和 2 年 3 月には「第 2 次上越市総合公共交通計画」を策定した。しかし、路線バスの利用者数は、近年、減少幅が若干鈍化傾向にあるものの、依然として減少傾向であり、特に令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少した路線がある。利用者数の減少等による収支状況の悪化により行政負担が増加する中、路線バスの運行の効率化などにより、なんとか生活交通を維持している状況である。このような中、上越市において、令和 6 年 3 月に現状を踏まえた目標や施策を定めた「第 2 次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）」を策定した。今後は同計画に基づく路線バス等の再編や利用促進に取り組みながら、定期的な評価を行い、利用しやすく、かつ、持続可能な生活交通の維持・確保に努めていく。

地域間幹線系統として計画に登載する、申請番号 48 番 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜は、大潟区（旧中頸城郡大潟町）から上越市中心部を経由しえちごトキめき鉄道上越妙高駅を結ぶ路線である。市街地を運行し、住宅地、商業施設、駅及び病院を経由しており、通勤や通学、総合病院等への通院や買い物など、日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。

申請番号 49 番 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナルは、上越市とえちごトキめき鉄道上越妙高駅を経由し新井バスターミナルを結ぶ路線である。妙高市中心部から上越市を結び、住宅地、商業施設、駅及び病院を経由しており、通勤や通学、総合病院等への通院や買い物など、日常生活を支える路線として、維持していく必要がある。

以上のことから、地域間幹線系統確保維持国庫補助金を活用することにより、これら路線を維持し、住民の生活交通の手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

○第 2 次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の 38 ページに記載の基本方針及び目標に沿って作成

1. R4 年度利用者数の 113.9%以上とする。**【目標利用者数】**

申請番号 48 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜： 201,593 人

(※R4年度利用者数176,992人×113.9%)

申請番号 49 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル： 80,604 人

(※R4年度利用者数70,768人×113.9%)

2. R4 年度収支率の 102.5%とする。

【目標収支率】

申請番号 48 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜： 28.2%
(R4 年度収支率 27.6%×102.5%)

申請番号 49 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル： 33.1%
(R4 年度収支率 32.3%×102.5%)

※物価・エネルギー価格の高騰に加え、運転士不足への対応による人件費の上昇などにより、経常経費の増加傾向が続いていることから、令和 7 年 3 月に運賃改定を実施した。今後も運送収入の増加と収支率の維持に努める。

(2) 事業の効果

- ・申請番号 48 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜

本路線は、沿線地区の住民の通勤・通学や、高齢者を中心とした買い物のほか、新潟労災病院へ乗り入れることにより沿線地区からの通院にも対応しており、住民の日常生活に必要な多岐に渡る目的の達成に寄与している。

また、本線はえちごトキめき鉄道「直江津駅」、「高田駅」及び「上越妙高駅」に接続することに加え、鉄道の代替も兼ねる主要路線であることから、本路線を維持することにより日常生活に必要な移動手段が確保される。

- ・申請番号 49 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル

本路線は、沿線地区の住民の通勤・通学や、高齢者を中心とした買い物のほか、新潟県立中央病院への乗り入れや上越地域医療センター病院を経由することにより、沿線地区からの通院にも対応しており、住民の日常生活に必要な多岐に渡る目的の達成に寄与している。

また、本線はえちごトキめき鉄道「高田駅」、「上越妙高駅」及び「新井駅」に接続することに加え、上越市と妙高市中心部を結んでおり、鉄道の代替も兼ねる主要路線であることから、本路線を維持することにより日常生活に必要な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市民の移動ニーズに合わせて、バス・鉄道等の運行時間帯や本数など、ダイヤの見直しを行う。バスからバス、バスから鉄道への乗り継ぎに対応したダイヤの見直しを行う。(上越市地域公共交通活性化協議会、事業者、上越市)
 - ・小中高校生夏休み特別運賃、70 歳以上の高齢者や運転免許証返納者を対象とした市内路線バス乗り放題となる定期券、1 日フリー乗車券の車内販売、施設と連携した割引サービスなどの実施。(事業者、各施設、上越市)
 - ・鉄道・路線バス等の路線図や運行時刻、運賃、乗り方、企画切符などの情報をひとつにまとめた公共交通総合時刻表を作成し、市民へ配布。(上越市地域公共交通活性化協議会)
 - ・公共交通の利用啓発資料を作成し、バス案内所や学校、イベント等で配布することにより、市民や観光客へ周知。(上越市地域公共交通活性化協議会)
 - ・公共交通の利用が多い高齢者を対象とした企画切符の情報を掲載した啓発資料を作成し、配布。(上越市地域公共交通活性化協議会)
 - ・公共交通に対する理解を深めるためのイベント(バスの日フェスタ)を毎年 9 月に開催。公共交通の利用を啓発、子どもたちを対象にバスの乗り方体験教室等を実施。(バス事業者)
- (第 2 次上越市総合公共交通計画(後期再編計画) P97～100 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 その他、以下のとおり。 1) 時刻表、路線図 ・別紙「時刻表」及び「路線図」のとおり 2) 運行事業者決定の経緯 以下の理由により運行事業者として「頸城自動車㈱」を選定する。 [理由] ・当該エリアにおいて一般乗合旅客自動車運送事業を運営し、地域住民等の移動手段を確保してきたこと。 ・当該エリアにおける乗合輸送の実施について、必要なノウハウや人材（大型二種自動車免許保有者等）を持ち、安全・安心の輸送サービスを提供できると見込まれること。 ・申請番号 48、49 の各路線のほか、周辺地域で一般乗合旅客自動車運送事業を運営していることから、他地域の事業者が新規参入する場合と比較して、不採算や経営上の事情等を理由とする事業撤退が考えにくく、安定的に移動手段を確保できると見込まれるため。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・路線ごとの乗降調査を実施し、利用者数の測定を実施する。 ・利用者数及び収支率の実績値により、目標達成状況について評価を行う。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 「別紙 生産性向上の取組」のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置した上越市地域公共交通活性化協議会の開催状況と主な協議内容（令和4年度～）	
会議開催日	主な協議内容
〈令和4年度第1回〉 令和4年5月20日（金）	・令和3年度決算及び監査報告について ・路線バス（島田線）の試験運行について ・令和5年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について ・交通空白地有償運送の更新登録について
〈令和4年度第2回〉 令和4年7月26日（火）	・予約型コミュニティバスの実証運行について ・路線バス（上越大通り線）の犀潟駅への乗り入れについて ・令和4年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について ・第2次総合公共交通計画に基づく令和3年度バス路線（市営バス）の評価について ・「上越バスロケーションシステム」周知ポスターの作成について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について
〈令和4年度第3回（書面協議）〉 令和4年10月17日（月）～ 令和4年10月21日（金）	・正善寺線に係る停留所の移設について
〈令和4年度第4回〉 令和4年12月23日（金）	・令和5年4月に行うバス路線の再編について ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について ・地域公共交通計画の評価等結果について ・予約型コミュニティバスの利用状況について
〈令和4年度第5回〉 令和5年3月28日（火）	・令和5年度事業計画（案）及び当初予算（案）について ・第2次総合公共交通計画後期再編計画の策定について ・予約型コミュニティバスの本運行への移行について ・第2次総合公共交通計画に基づく令和4年度バス路線の評価について
〈令和5年度第1回〉 令和5年5月26日（金）	・令和4年度決算及び監査報告について ・令和6年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について ・第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について
（次頁へつづく）	

(前頁からのつづき)	
会議開催日	主な協議内容
〈令和５年度第２回〉 令和５年７月１３日（木）	・第２次上越市総合公共交通計画に基づく令和４年度バス路線（市営バス）の評価について ・自家用有償旅客運送の更新登録について ・協議運賃路線における特別運賃の設定について ・バス路線の経路変更について ・第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について
〈令和５年度第３回〉 令和５年８月２３日（水）	・令和５年１０月に行うバス路線の再編について ・第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について
〈令和５年度第４回（書面協議）〉 令和５年９月２２日（金）～ 令和５年９月２７日（水）	・関山ルートの路線廃止と中郷区乗合タクシーの今後の運行について
〈令和５年度第５回〉 令和５年１０月２４日（火）	・令和５年１１月に行うバス路線の再編について ・地域公共交通計画の評価等結果について ・タクシーの営業区域外旅客運送について ・第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について
〈令和５年度第６回〉 令和５年１１月２０日（月）	・第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について
〈令和５年度第７回〉 令和５年１２月２５日（月）	・浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスの運行計画について ・令和６年４月に行うバス路線の再編について ・令和５年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る事業評価について
〈令和５年度第８回〉 令和６年２月２０日（火）	・予約型コミュニティバスの運行計画について ・バス路線の減便について ・互助による輸送における運行内容の変更について ・自家用有償旅客運送の変更登録について
〈令和５年度第９回〉 令和６年３月２５日（月）	・第２次上越市総合公共交通計画に基づく令和５年度バス路線の評価について ・上越市地域公共交通活性化協議会の会則の改正について ・令和６年度事業計画（案）及び当初予算（案）について
〈令和６年度第１回〉 令和６年５月２１日（火）	・令和５年度決算及び監査報告について ・令和７年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について
〈令和６年度第２回（書面協議）〉 令和６年６月２０日（木）～ 令和６年６月２７日（木）	・令和７年度地域幹線系統確保維持計画について
〈令和６年度第３回〉 令和６年８月２２日（木）	・第２次上越市総合公共交通計画に基づく令和５年度バス路線（市営バス）の評価について ・地域公共交通利便増進実施計画の策定について ・浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスについて

(次頁へ続く)

(前頁からのつづき)	
〈令和6年度第3回〉 令和6年8月22日(木)	・第2次上越市総合公共交通計画に基づく令和5年度バス路線(市営バス)の評価について ・地域公共交通利便増進実施計画の策定について ・浦川原区及び大島区における予約型コミュニティバスについて
〈令和6年度第4回(書面協議)〉 令和6年10月23日(水)～ 令和6年10月30日(水)	・タクシーの営業区域外旅客運送の期間更新について
〈令和6年度第5回〉 令和6年12月2日(月)	・第2次上越市総合公共交通計画の評価等結果について ・予約型コミュニティバスの運行計画について ・路線バス停留所の新設と追加について
〈令和6年度第6回(書面協議)〉 令和6年12月13日(金)～ 令和6年12月19日(木)	・路線バス停留所の再編と新設について
〈令和6年度第7回〉 令和6年12月25日(水)	・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の事業評価について ・市営バスの運賃改定について ・岡沢・稲荷山ルートの廃止と中郷区における互助による輸送の取組について
〈令和6年度第8回〉 令和7年2月12日(水)	・板倉区予約型コミュニティバスの運行計画について ・中郷区における互助による輸送の運行計画について ・令和7年4月に行うバス路線の再編について ・地域公共交通利便増進実施計画について ・自家用有償旅客運送の更新登録について
〈令和6年度第9回(書面協議)〉 令和7年2月26日(水)～ 令和7年2月28日(金)	・令和7年度地域間幹線系統確保維持計画における計画の変更について
〈令和6年度第10回〉 令和7年3月26日(水)	・上越市地域公共交通利便増進実施計画の策定について ・第2次上越市総合公共交通計画(後期再編計画)の改定について ・上越市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正について ・令和7年度事業計画(案)及び当初予算(案)について ・令和7年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
〈令和6年度第11回(書面協議)〉 令和7年3月28日(金)～ 令和7年4月7日(月)	・浦川原区予約型コミュニティバス車両の移動等円滑化基準適用除外について
〈令和7年度第1回〉 令和7年5月29日(木)	・令和6年度決算及び監査報告について ・令和8年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について ・令和7年度利用促進策の実施について
〈令和7年度第2回(書面協議)〉 令和7年6月18日(水)～ 令和7年6月25日(水)	・令和8年度地域間幹線系統確保維持計画について ・令和7年度利用促進事業バス待合処の設置について ・夏休みバス乗車体験キャンペーンの実施について ・柿崎区における自家用有償旅客運送の更新登録について

19. 利用者等の意見の反映状況

市民を対象とした公共交通に関するアンケート結果や、乗降調査を実施し利用者に対し行ったヒアリング結果に基づき、運行ダイヤの調整や運行経路の見直し、停留所の新設等を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	上越市木田 1 丁目 1 番 3 号
(所 属)	上越市地域公共交通活性化協議会
	事務局 上越市 総合政策部 交通政策課
(氏 名)	(担当者名)
(電 話)	025-520-5633 (直通)
(e-mail)	kotsu@city.joetsu.lg.jp

【注】平日の運行時刻です。(土日祝および8/13～8/16、12/29～1/3の間、全便運休)。土休日の運行時刻は、21ページをご覧ください。

路線番号**12** 上越大通り線《平日》(頸城自動車)

上越妙高駅前 ⇒ 上越市役所入口 ⇒ 直江津ショッピングセンター前 ⇒ 直江津駅前 ⇒ 鷺の浜 ⇒ 雁子浜 ⇒ 東横尾港 ⇒ 福島東

日平

[illegible]

路線番号	3	浜線
霧の浜	8.18発	
栢崎バスターミナル	8.40着	
		10.22発
		10.44着
		12.22発
		12.44着
		14.22発
		14.47着
		16.17発
		16.39着

注: 霧の浜・停留所で1・越大通り線から2・浜線へ乗り換える際は、整理券をお持ちください。

※印のバス停は降車のみ、乗車できません。

【注】土休日ダイヤは、土日祝および8/13～8/16、12/29～1/3の運行

路線番号12 上越大通り線 《土休日》(頸城自動車)

【令和7年4月1日改正】

鶴の浜 ⇒ 直江津駅前 ⇒ 直江津ショッピングセンター前 ⇒ 上越市役所入口 ⇒ 西城町 ⇒ 本町 ⇒ 上越妙高駅前 ⇒ 中央病院

--	--

路線番号**3** 浜線 (元日運休)

候補	得票	得票率
柿崎バスターミナル	9,222票	0.45%
柿崎バスターミナル	11,442票	12.07%
柿崎バスターミナル	13,472票	14.10%
柿崎バスターミナル	15,122票	15.21%
柿崎バスターミナル	17,092票	17.22%
柿崎バスターミナル	17,222票	17.22%

[illegible][illegible]

※印のバス停は降車のみ、乗車でできません。

上越妙高駅前 ⇒ 上越市役所入口 ⇒ 上越ショッピングセンター前 ⇒ 直江津駅前 ⇒ 直江津港
中 央 病 院 ⇒ 西 城 町 ⇒ 本 町 ⇒ 鵜 の 浜

土休日

[illegible]

路線番号	停留所／発地 着地	上越妙高駅前		中央病院 唐江津港		上越妙高駅前		中央病院 唐江津港		上越妙高駅前		中央病院 唐江津港		上越妙高駅前		中央病院 唐江津港		路線番号	停留所／発地 着地
		鶴の浜		鶴の浜		鶴の浜		鶴の浜		鶴の浜		鶴の浜		鶴の浜					
		元日通体	元日通体	元日通体	元日通体	元日通体	元日通体	元日通体	元日通体	元日通体	元日通体	元日通体	元日通体	元日通体					
上越妙高駅前	上越妙高駅前	705	805	855	905	1006	1055	1102	1102	1013	1102	1025	1114	1025	1114	1025	1114	上越妙高駅前	上越妙高駅前
協野	協野	706	806	856	906	1007	1056	1103	1103	1014	1103	1026	1115	1026	1115	1026	1115	協野	協野
南本町一丁目	南本町一丁目	708	808	858	908	1009	1058	1105	1105	1015	1104	1027	1116	1027	1116	1027	1116	南本町一丁目	南本町一丁目
南本町二丁目	南本町二丁目	710	810	900		1011	1100			1017	1102	1029	1118	1029	1118	1029	1118	南本町二丁目	南本町二丁目
南本町三丁目	南本町三丁目																	南本町三丁目	南本町三丁目
南本町四丁目	南本町四丁目																	南本町四丁目	南本町四丁目
南本町五丁目	南本町五丁目																	南本町五丁目	南本町五丁目
南本町六丁目	南本町六丁目																	南本町六丁目	南本町六丁目
南本町七丁目	南本町七丁目																	南本町七丁目	南本町七丁目
南本町八丁目	南本町八丁目																	南本町八丁目	南本町八丁目
南本町九丁目	南本町九丁目																	南本町九丁目	南本町九丁目
南本町十丁目	南本町十丁目																	南本町十丁目	南本町十丁目
南本町十一丁目	南本町十一丁目																	南本町十一丁目	南本町十一丁目
南本町十二丁目	南本町十二丁目																	南本町十二丁目	南本町十二丁目
南本町十三丁目	南本町十三丁目																	南本町十三丁目	南本町十三丁目
南本町十四丁目	南本町十四丁目																	南本町十四丁目	南本町十四丁目
南本町十五丁目	南本町十五丁目																	南本町十五丁目	南本町十五丁目
南本町十六丁目	南本町十六丁目																	南本町十六丁目	南本町十六丁目
南本町十七丁目	南本町十七丁目																	南本町十七丁目	南本町十七丁目
南本町十八丁目	南本町十八丁目																	南本町十八丁目	南本町十八丁目
南本町十九丁目	南本町十九丁目																	南本町十九丁目	南本町十九丁目
南本町二十丁目	南本町二十丁目																	南本町二十丁目	南本町二十丁目
南本町二十一丁目	南本町二十一丁目																	南本町二十一丁目	南本町二十一丁目
南本町二十二丁目	南本町二十二丁目																	南本町二十二丁目	南本町二十二丁目
南本町二十三丁目	南本町二十三丁目																	南本町二十三丁目	南本町二十三丁目
南本町二十四丁目	南本町二十四丁目																	南本町二十四丁目	南本町二十四丁目
南本町二十五丁目	南本町二十五丁目																	南本町二十五丁目	南本町二十五丁目
南本町二十六丁目	南本町二十六丁目																	南本町二十六丁目	南本町二十六丁目
南本町二十七丁目	南本町二十七丁目																	南本町二十七丁目	南本町二十七丁目
南本町二十八丁目	南本町二十八丁目																	南本町二十八丁目	南本町二十八丁目
南本町二十九丁目	南本町二十九丁目																	南本町二十九丁目	南本町二十九丁目
南本町三十丁目																			

[illegible]

※印のバス停は降車のみ、乗車できません。

[注]土休日ダイヤは、土日祝および8/13～8/16、12/29～1/30の運行

路線番号 上越大通り線（頸城自動車）

上越モ－ル前・悠久の里前 ⇒ 中央病院 ⇒ 高田駅前 ⇒ 本町 ⇒ 上越妙高駅前 ⇒ 新井バスターミナル

平 日		新井バスターミナル									
上越妙高駅(北陸新幹線)	中央病院からの運賃										
	上越モ－ル前	ー	8:16	9:11	10:06	11:16	12:16	12:26	12:28	14:13	15:13
	中央病院前	7:10	8:20	9:15	10:10	11:20	12:20	12:30	12:00	16:14	17:14
高田駅(妙高はなうまライン)	東京方面から	7:19	8:27	9:21	10:20	11:23	12:23	12:00	9:54	15:13	16:14
	金沢方面から	7:19	8:22	9:18	10:13	11:23	12:23	12:00	8:22	15:00	15:51
	直江津方面から	7:01	8:20	9:14	10:06	11:16	12:16	12:00	8:20	14:34	15:00
		14:34着/15:00着									
		16:12着									
		17:14着									
		※赤時刻は特急									
		18:05着/18:18着									

中央病院からの運賃	停留所／行先	新井バスターミナル									
		上越モ－ル前	中央病院前	東城町三丁目	東城町一丁目	高田高校前	上越地域振興局庁舎前	北西城町一丁目	西城町十字路	知命堂病院前	高田駅前
100円	上越モ－ル前	ー	8:16	9:11	10:06	11:16	12:16	12:26	12:28	14:13	15:13
190	中央病院前	7:10	8:20	9:15	10:10	11:20	12:20	12:30	12:00	16:14	17:14
240	東城町三丁目	7:13	8:23	9:18	10:13	11:23	12:23	12:33	12:03	16:18	17:11
190	東城町一丁目	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
190	高田高校前	7:14	8:24	9:19	10:14	11:24	12:24	12:34	12:04	16:19	17:14
230	上越地域振興局庁舎前	7:15	8:25	9:20	10:15	11:25	12:25	12:35	12:05	16:20	17:15
280	北西城町一丁目	7:16	8:26	9:21	10:16	11:26	12:26	12:36	12:06	16:21	17:16
280	西城町十字路	7:17	8:27	9:22	10:17	11:27	12:27	12:37	12:07	16:22	17:17
300	知命堂病院前	7:18	8:28	9:23	10:18	11:28	12:28	12:38	12:08	16:23	17:18
300	高田駅前	7:20	8:30	9:25	10:20	11:30	12:30	12:40	12:10	16:25	17:20
300	高田駅前案内所	7:21	8:31	9:26	10:21	11:31	12:31	12:41	12:11	16:26	17:21
300	本町四丁目	7:22	8:32	9:27	10:22	11:32	12:32	12:42	12:12	16:27	17:22
300	本町三丁目	7:23	8:33	9:28	10:23	11:33	12:33	12:43	12:13	16:28	17:23
300	本町二丁目	7:25	8:35	9:30	10:25	11:35	12:35	12:45	12:15	16:30	17:25
300	別院入口	7:26	8:36	9:31	10:26	11:36	12:36	12:46	12:16	16:31	17:26
370	南新町入口	7:27	8:37	9:32	10:27	11:37	12:37	12:47	12:17	16:32	17:27
370	南本町二丁目	7:29	8:39	9:34	10:29	11:39	12:39	12:49	12:19	16:34	17:29
400	南本町一丁目	7:31	8:41	9:36	10:31	11:41	12:41	12:51	12:21	16:36	17:31
450	上越妙高駅前	7:36	8:46	9:41	10:36	11:46	12:46	12:56	12:26	16:41	17:36
520	和田小学校入口	7:40	8:50	9:45	10:40	11:50	12:50	13:00	12:30	16:45	17:40
560	西田中学校中	7:42	8:52	9:47	10:42	11:52	12:52	13:02	12:32	16:47	17:42
590	柳井田	7:43	8:53	9:48	10:43	11:53	12:53	13:03	12:33	16:48	17:43
630	北新井駅入口	7:44	8:54	9:49	10:44	11:54	12:54	13:04	12:34	16:49	17:44
650	稲塚	7:47	8:57	9:52	10:47	11:57	12:57	13:07	12:37	16:52	17:47
710	諏訪町	7:49	8:59	9:54	10:49	11:59	12:59	13:09	12:39	16:54	17:49
760	新井バスターミナル	7:55	9:05	10:00	10:55	12:05	13:05	13:15	12:45	17:00	18:05

上越妙高駅(北陸新幹線)		東京方面行き	8:23発	9:22発	10:21発	12:01発	13:02発	15:01発	15:55発	17:12発	18:00発	19:16発
		金沢方面行き	8:28発	9:27発	11:24発	12:32発	13:14発	15:14発	16:15発	17:15発	18:32発	19:16発
高田駅(妙高はなうまライン)		直江津方面行き	7:34発	8:52発	9:33発	10:36発	11:42発	14:37発	15:53発	16:43発	17:45発	18:47発
		新井方面行き	7:55発	8:51発	9:33発/9:54発	10:59発	11:42発	14:43発	15:39発	16:43発	18:07発	18:47発
		※赤時刻は特急										

※印のバス停は降車のみ、乗車できません。

新井バスターミナル ⇒ 上越妙高駅前 ⇒ 本町 ⇒ 高田駅前 ⇒ 中央病院 ⇒ 上越モ－ル前・悠久の里前

平 日		悠久の里前									
上越妙高駅(北陸新幹線)	東京方面から	6:34	7:19	8:27	9:54	11:23	13:13	14:00	15:13	16:14	17:14
	金沢方面から	(長野発)	7:19	8:22	9:21	11:42	13:01	14:00	15:00	15:51	17:11
	直江津方面から	7:01	7:53	8:20	9:53	11:42	12:47	13:42	15:18	16:42	17:14
高田駅(妙高はなうまライン)	東京方面から	6:34	7:19	8:27	9:54	11:23	13:13	14:00	15:13	16:14	17:14
	金沢方面から	6:42	7:54	8:09	9:21	11:42	12:47	13:41	15:00	15:51	17:11
	直江津方面から	6:42	7:54	8:50	9:21	11:42	12:47	13:41	15:00	15:51	17:11
		16:12着									
		17:14着									
		※赤時刻は特急									
		18:46着									

新井バスターミナルからの運賃	停留所／行先	悠久の里前	中央病院	悠久の里前	中央病院	悠久の里前	中央病院	悠久の里前	中央病院	悠久の里前	中央病院
ー円	新井バスターミナル	6:50	7:26	8:25	9:28	10:18	11:25	13:08	14:05	15:10	16:20
190	諏訪町	6:54	7:31	8:29	9:32	10:22	11:29	13:12	14:09	15:14	16:24
240	北新井駅入口	6:56	7:33	8:31	9:34	10:24	11:31	13:14	14:11	15:16	16:26
320	柳井田	7:00	7:37	8:35	9:38	10:28	11:35	13:18	14:15	15:19	16:29
380	和田中学校中	7:01	7:39	8:36	9:39	10:29	11:36	13:19	14:16	15:21	16:31
430	和田小学校入口	7:03	7:41	8:38	9:41	10:31	11:38	13:21	14:18	15:23	16:33
490	上越妙高駅前	7:07	7:45	8:42	9:45	10:35	11:42	13:25	14:22	15:27	16:37
540	南本町一丁目	7:10	7:48	8:45	9:48	10:38	11:45	13:28	14:25	15:30	16:40
550	南本町二丁目	7:12	7:51	8:48	9:50	10:40	11:47	13:30	14:27	15:32	16:42
550	南新町入口	7:14	7:53	8:50	9:52	10:42	11:49	13:32	14:29	15:34	16:44
550	別院入口	7:15	7:55	8:52	9:53	10:43	11:50	13:33	14:30	15:35	16:45
550	本町二丁目	7:16	7:56	8:53	9:54	10:44	11:51	13:34	14:31	15:36	16:46
550	本町四丁目	7:18	7:58	8:55	9:56	10:46	11:53	13:36	14:33	15:38	16:48
550	本町五丁目	7:19	7:59	8:56	9:57	10:47	11:54	13:37	14:34	15:39	16:49
550	高田駅前	7:21	8:01	8:24	9:59	10:49	11:56	13:39	14:36	15:41	16:51
550	高田駅前案内所	7:22	8:02	8:25	10:00	10:50	11:57	13:40	14:37	15:42	16:52
690	知命堂病院前	7:23	8:03	8:26	10:01	10:51	11:58	13:41	14:38	15:43	16:53
690	西城町十字路	7:25	8:05	8:27	10:03	10:53	12:00	13:43	14:40	15:45	16:55
690	西城町一丁目	7:25	8:05	8:27	10:03	10:53	12:00	13:43	14:40	15:45	16:55
710	北新井駅	7:26	8:06	8:28	10:04	10:54	12:01	13:44	14:41	15:46	16:56
710	上越地域振興局庁舎前	7:28	8:08	8:31	10:06	10:56	12:03	13:46	14:43	15:48	16:58
710	高田高校前	8:11	8:11	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
720	東城町一丁目	8:14	8:14	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
720	東城町三丁目	7:29	8:32	9:06	10:07	10:57	12:04	13:47	14:44	15:49	16:59
760	中央病院	7:33	8:22	8:36	9:10	10:11	12:08	13:51	14:48	15:53	17:03
790	悠久の里前	7:36	ー	ー	10:14	ー	12:11	ー	14:51	15:56	17:06

上越妙高駅(北陸新幹線)		東京方面行き	8:23発	9:22発	10:21発	12:01発	13:02発	15:01発	15:55発	17:12発	18:00発	19:16発
		金沢方面行き	8:28発	9:27発	11:24発	12:32発	13:14発	15:14発	16:15発	17:15発	18:32発	19:16発
高田駅(妙高はなうまライン)		直江津方面行き	7:34発	8:22発	9:33発	10:20発	12:47発	14:37発	15:53発	17:16発	18:47発	19:31発
		直江津方面行き	7:34発	8:22発	9:33発	10:20発	12:47発	14:37発	15:53発	17:16発	18:47発	19:31発
		※赤時刻は特急										

[通学100円バス]…中学生、高校生を対象として1乗車100円です。(「高田駅前」または「高田駅前案内所」で乗車→「上越地域振興局庁舎前」または「東城町一丁目」までに降車、平日のみ対象)

※印のバス停は降車のみ、乗車できません。

[令和7年4月1日改正]

土休日

上越妙高駅(北陸新幹線)									
	東京方面から	8:27着	9:54着	11:23着	13:13着	14:13着	16:14着	17:14着	
	金沢方面から	7:19着	8:22着	10:20着	13:01着	14:00着	15:51着	17:11着	17:56着
高田駅(妙高はなうまライン)									
	直江津方面から	7:18着	8:20着	9:53着	10:58着	12:47着	13:42着	16:12着	17:14着
								</	

頸城自動車バス路線図



1 : 80,000 相当

(C)2013 Shobunsha Publications Inc.

菅原神社



頸城自動車バス路線図



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

都道府県 （市区町村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事業に要する 国庫補助額 （千円）	特 例 措 置
上越市	頸城自動車株式会社	(1) 上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鵜の浜	7,648.5	
	頸城自動車株式会社	(2) 上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル	2,083.0	
	合 計		9,731	

（注）

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することでも足りるものとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	65,899 千円	営業外収益	1,323 千円	経常収益(イ)	67,222 千円
	営業費用	229,712 千円	営業外費用	11,396 千円	経常費用(ロ)	241,108 千円
	営業損益	△ 163,813 千円	営業外損益	△ 10,073 千円	経常損益	△ 173,886 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	621,542.6 km				経常収支率	27.88 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	64,130 千円	営業外収益	1,318 千円	経常収益(イ')	65,448 千円
	営業費用	211,737 千円	営業外費用	8,407 千円	経常費用(ロ')	220,144 千円
	営業損益	△ 147,607 千円	営業外損益	△ 7,089 千円	経常損益	△ 154,696 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	620,675.8 km				経常収支率	29.73 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	65,650 千円	営業外収益	1,224 千円	経常収益(イ'')	66,874 千円
	営業費用	208,366 千円	営業外費用	5,697 千円	経常費用(ロ'')	214,063 千円
	営業損益	△ 142,716 千円	営業外損益	△ 4,473 千円	経常損益	△ 147,189 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	630,849.1 km				経常収支率	31.24 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	339 円 32 銭	354 円 68 銭	387 円 91 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
羽越	360 円 63 銭	394 円 29 銭	360 円 63 銭	0 円 0 銭	108 円 15 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率 コ
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との結合部分に係るキロ程		他路線との結合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ)＋ヌ＋ル)÷チ＝ヌ										
				起点	主な経由地	終点					チ	オ					オ÷チ＝ク	リ			ヌ	ル	ル÷チ							
羽越	48		上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜	上越妙高駅前	市役所・労災病院前	鶴の浜	365	日	5,087.5 (13.9)	回	1.8	25.0	人	往27.2km 復27.2km	(平均)	往0.0km 復0.0km	(平均)	0.000%	往0.0km 復0.0km	(平均)	0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均)	0.0km	0.000%	100.000%				
	49		上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル	上越モール前	上越妙高駅前	新井バスターミナル	365	日	3,994 (10.9)	回	1.8	19.6	人	往17.2km 復16.8km		往0.0km 復0.0km		0.000%	往0.0km 復0.0km		0.0km	往5.1km 復5.1km		5.1km	往0.0km 復0.0km		0.0km	0.000%	70.000%	
合計			系統												往44.4km 復44.0km		往0.0km 復0.0km		0.0km	往0.0km 復0.0km		0.0km	往5.1km 復5.1km		5.1km	往0.0km 復0.0km		0.0km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	補助ブロック外乗入部分及び同一 補助ブロック都道府県外乗入部分 以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:ヨ	ノとゾのいずれか 少ない額 ソ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ		
							補助金交付要綱別表2(注)4.の適 用がある場合			3カ年平均		基準期間の前々年度		基準期間の前年度		基準期間					
							基準期間に おける実車 走行キロ当 たりの経常収 益の算定に よる増収分 f×コ÷(1+ ク)×フ=g	経常収益 控除額 k×gのい ずれか少 ない額 h	補助金交 付要綱別 表2(注) 4.の適用 後のキロ当 たりの経常収 益 ゾ-h=ゾ'	(d+e+f)/3=ゾ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当た りの経常収 益 ヤ'+マ''= d	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た りの経常収 益 ヤ'+マ'= e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象系 統の実車走 行キロ当た りの経常収 益 ヤ'+マ=f	
							ノ	ゾ	ゾ'	ゾ''	ヤ''	マ''	d	マ'	e	ヤ	マ	f			
羽越	48	0	100.000%	262,056.3 km	94,505,363円	103円.16銭	0円.00銭	0円.00銭	103円.16銭	103円.16銭	31,003.627円	264,995.4 km	116円.99銭	24,800.417円	265,356.3 km	91円.95銭	267,905.97円	264,637.1 km	100円.54銭	27,033.727	円
	49	0	70.000%	133,272.0 km	48,061,881円	116円.52銭	0円.00銭	0円.00銭	116円.52銭	116円.52銭	18,132.049円	133,584.5 km	135円.73銭	13,727.654円	133,714.4 km	102円.66銭	14,674.540円	133,767.0 km	111円.18銭	15,528.853	円
合計				395,328.3 km	142,567,244円						49,144,758円	398,583.1 km		38,128.515円	399,070.7 km		41,482,497円	398,424.1 km		42,562.580	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	アのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び地路線との結合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額
			カ－ヨ＝タ	カ×9/20＝レ	ソ	ソ×ラ＝ツ	ソ×ヲ＝ヅ	ツ×みなし運行回数 ①計画運行回数 ＝ホ	ナ	ナ×1/2＝ラ	ニ×ワ－ヨ＝ム	ム－ラ＝ウ
羽越	48	0	67,471,636 円	42,527,413 円	42,527,413 円	42,527,413 円	42,527,413 円	15,297,630 円	15,297 千円	7,648.5 千円	67,471,636 円	59,823,136 円
	49	0	32,533,028 円	21,627,846 円	21,627,846 円	15,139,492 円	15,139,492 円	4,166,832 円	4,166 千円	2,083.0 千円	32,533,028 円	30,450,028 円
合計			100,004,664 円	64,155,259 円	64,155,259 円	57,666,905 円	57,666,905 円	19,464,462 円	19,463 千円	9,731 千円	100,004,664 円	90,273,164 円

補助 ブロック 名	申請 番号	特例 措置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概 要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	48	0	7,648,500円	12.8%	24,944,223円	41.7%	0円	0.0%	27,230,413円	45.5%	
	49	0	2,083,000円	6.8%	10,905,182円	35.8%	9,759,908円	32.1%	7,701,938円	25.3%	国、県、 妙高市
合計			9,731,500円	10.8%	35,849,405円	39.7%	9,759,908円	10.8%	34,932,351円	38.7%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自賃第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ス））に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に（ツ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

別紙 生産性向上の取組

都道府県	運行予定者名	番号	運行系統名	系統毎の取組	取組の実施主体	効果目標	実施に向けたスケジュール	実施時期
新潟県	頸城自動車株式会社	48	上越妙高駅前～市役所・労災病院前 ～構の浜	2、5、7、11、14、18、19、21	上越市、頸城自動車	・R4年度利用者数の113.9%以上とする。 ・R4年度収支率の102.5%とする。	第2次上越市総合公共交通計画に基づき取り組む毎年4月にダイヤ改善実施 令和4年10月に犀潟駅へ乗り入れ実施 令和7年3月1日に運賃改定実施 令和8年3月末の労災病院開院に伴う路線の再編予定	令和2年4月～令和10年3月まで 第2次上越市総合公共交通計画に基づき随時実施する。
		49	上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル	5、7、11、14、18、19、21	上越市、妙高市、頸城自動車	・R4年度利用者数の113.9%以上とする。 ・R4年度収支率の102.5%とする。	第2次上越市総合公共交通計画に基づき取り組む令和2年4月に大型商業施設へ乗り入れ実施 毎年4月にダイヤ改善実施 令和7年3月1日に運賃改定実施	〃

生産性向上に資する取組項目について

「別紙 生産性向上に資する取組」に記載する系統毎の取組内容は以下のとおり。

取組分類	系統ごとの取組
系統見直し	1 複数系統を統合するなどによる輸送力の向上
	2 運行経路の見直し（路線の短縮）
	3 コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上（系統の見直し）
	4 その他
ダイヤ調整	5 競合路線との時刻調整
	6 コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上（ダイヤ調整）
	7 ダイヤ改正（路線バスとの乗継ダイヤの設定）
	8 その他
貨客混載、混乗化	9 物流事業者と連携した貨物輸送
	10 その他
運賃、企画乗車券	11 1日乗り放題券の活用による輸送人員の拡大
	12 ノーマイカーデーを実施し実施日は1割引きの運賃を設定
	13 ICカードの普及促進
	14 免許返納者に対する割引を導入し利用促進
	15 乗継割引実施により利便性を向上させ利用促進
	16 その他
イベント、観光、 広告宣伝	17 観光施策との連携による利用促進
	18 子供向けの「乗り方教室」、老人クラブを対象に高齢者向け「乗り方教室」を実施
	19 商業施設のイベントと連携した需要喚起
	20 広告（ポスター、車体ラッピング）による収入増
	21 バス路線マップの作成及び配布による利用促進
	22 その他
調査	23 利用実態を把握し、必要に応じ見直し
	24 その他

対象運行系統の 1 日当たりの運行回数及び輸送量（令和 6 年度実績）

○ 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通に位置付けられた系統であり、

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者であること
- ・ 複数市町村にまたがる系統であること（平成 13 年 3 月 31 日時点で判定）
- ・ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上であること
- ・ 1 日当たりの輸送量が 15～150 人/日以上であること
- ・ 経常赤字が見込まれること

○ 対象運行系統の 1 日当たりの輸送量

No.	系 統 名	1 日当たり の運行回数 (回/日)	1 日当たり の輸送量 (人/日)
48	上越妙高駅前～市役所・労災病院前～鶴の浜	13.9	25.0
49	上越モール前～上越妙高駅前～新井バスターミナル	10.9	19.6

夏休み「バス乗車体験」キャンペーン適用路線一覧

口上越市公共交通総合時刻表「令和7年3月21日発行」から

時刻表 ページ	路線 番号	路線名	運行区間
16～21	1	上越大通り線（本町）	鶴の浜・直江津港～本町・西城町～上越妙高駅前
	2	上越大通り線（西城町）	福橋東・直江津港～西城町～中央病院
22・23	1	上越大通り線（新井）	上越モール前・悠久の里前～中央病院～上越妙高駅前～新井バスターミナル
16	8	佐内・直江津循環線	佐内入口～労災病院～直江津駅前
17	14	謙信公大通り線	直江津ヨットセンター前～国府新町～上越総合病院
18	12	上越病院線	直江津駅前～石橋～上越総合病院
19	36	山麓線	直江津駅前～教育大学東～関根学園～上越妙高駅前
20・21	3	浜線	鶴の浜～柿崎病院前～柿崎バスターミナル
24	5	教育大学線	直江津駅前～教育大学～中央病院・悠久の里前
	42	正善寺線	西城病院前～寺町3丁目～飯北～上正善寺西
25	6	富岡線	マルバーステーション～直江津駅～リゾントラザ～高田駅前
	48	高田南循環線	高田駅前～上中田SC～青田～稲荷前～上越妙高駅前～高田駅前
26	7	春日山・佐内線	佐内・直江津駅前～春日山駅前～中央病院・悠久の里前
27	11	謙信公大通り循環線	春日山駅前～上越総合病院～リゾントラザ～春日山駅前
	13	春日山駅・アルカディアシャトル便	春日山駅前～アルカディア～上越総合病院
28	10	直江津・浦川原線	マルバーステーション～青野十文字～浦川原バスターミナル
29	20・21	南川線	労災病院前～市村・島田～海洋センター前・頸城中学校前
30・31	30	桑取線	労災病院前～有間川橋～くわどり湯ったり村
	31	名立線	労災病院前～うみてらす名立前～コミュニティラザ前
	★名1	東飛山線（市営バス）	うみてらす名立前～名立駅前～ろばた館前～東飛山
	32	能生線	労災病院前～うみてらす名立前～能生案内所
32・33	41	宮口線	高田駅前～中央病院～上越モール前～柳島～牧小學校・牧地区公民館前
	★	牧区予約型コミュニティバス	牧区内の停留所間を自由に運行 ※予約制
	★牧1	宇津俣線（市営バス）	農協前・牧中学校～宇津俣・牧中学校・農協前
	★牧2	高谷・平山線（市営バス）	牧中学校・コミュニティラザ・農協前～平山・高谷～牧中学校・コミュニティラザ・農協前
34	★牧3	坪山線（市営バス）	牧中学校・コミュニティラザ・農協前～南坪山～農協前・牧中学校・コミュニティラザ
35	47	清里線	高田駅前～長者原～辰尾～清里区総合事務所前
			高田駅前～長者原～松野木西～清里区総合事務所前
			高田駅前～中央病院～上越モール前～辰尾～清里区総合事務所前
			高田駅前～中央病院～上越モール前～松野木西～清里区総合事務所前
36	★清1	櫛池線（市営バス）	清里診療所前・清里区総合事務所前～青柳・赤池
36・37	22	増田線	高田駅前～戸野目～横曽根～森本～くびき駅前
	43	真砂線	高田駅前～稲田2～戸野目～諏訪～錦～三和体育館
	44	高田・浦川原線	高田駅前～番町～三和区総合事務所前～青野十文字～浦川原バスターミナル
	46	島田線	高田駅前～大手町十字路～医療センター病院～稲増～曽根田
38	73	新井・板倉線	けいなん総合病院・新井バスターミナル～板倉コミュニティラザ前
	77	三針（清里）線	清里区総合事務所前～下稲塚～板倉コミュニティラザ前
39	★	板倉区予約型コミュニティバス	板倉区内の停留所間を自由に運行 ※予約制
40	60	安塚線	うらがわら駅前～虫川大杉駅前～保健センター前
41	—	安塚区コミュニティバス（浦川原タクシー）	安塚区内の停留所間を自由に運行 ※予約制
42・43	—	浦川原区予約型コミュニティバス	浦川原区の停留所間を自由に運行 ※予約制
	61	小谷島線	浦川原小學校前～虫川大杉駅前～小谷島
	★	大島区予約型コミュニティバス	大島区の停留所間を自由に運行 ※予約制
	★大島1	旭線（市営バス）	藤尾～総合事務所前～ほくほく大島駅前～岩倉
44	★大島2	菖蒲線（市営バス）	菖蒲高原線入口～大島診療所前～ほくほく大島駅前～総合事務所前
	25	犀潟駅（巡回）線	海洋センター前～犀潟駅前～海洋センター前
	26	黒井駅（巡回）線	海洋センター前～黒井駅南口～海洋センター前
45	27	くびき駅（巡回）線	海洋センター前～くびき駅～海洋センター前
	28	柳町（巡回）線	海洋センター前～柳町～海洋センター前
	★29	大池線（市営バス）	海洋センター前～仁野分西～頸城大池～海洋センター前
46	81	吉川西部循環線	吉川中学校～上下浜駅前～吉川中学校
	82	川	吉川区総合事務所～くびき駅前～吉川区総合事務所
	83	山直海線	柿崎バスターミナル～吉川区総合事務所～村屋・尾神～柿崎バスターミナル
47	84	泉谷・勝穂循環線	吉川区総合事務所～後生寺東・平等寺～吉川区総合事務所

※バス時刻は、頸城自動車のホームページでも検索できます。（★印は市営バスの運行路線です）



市では、バスの待ち時間がより快適で安心なものとなるよう、「バス待合処」を設置しました。

この施設の最寄りのバス停は、「〇〇（停留所名）」です。



【バス停に到着するバス路線及び到着予定時刻】

バス待合処からバス停までの位置は下記のとおりです。徒歩約 5 分程度

バス停の写真 or

待合処からバス停までの図

現在走行しているバスの位置情報や運行情報はこちらからも確認することができます。

【バスロケーションシステム】



バス待合処利用の際は、他の利用者の迷惑にならないようにしましょう。

バス待合処ではバスの到着を知らせるアナウンスは行っておりませんので、到着時刻を参考に、バス停まで移動してください。

自宅最寄りのバス停から日常的に訪れる場所までのバス路線名や発着時刻を記した「マイ時刻表」を作成・配布していますので、お気軽にお申込みください。

1・2. ◆◆線 平日ダイヤ	11. □□□循環線
△△駅前行	△○病院経由 ××駅前
8 : 13	9 : 11
9 : 14	11 : 24
12 : 23	13 : 05
11 : 14	13 : 11
12 : 09	
15 : 44	